

L棟 使用変更許可申請書コメントへの回答

番号	ページ	コメント内容	回答
1	参考資料全般	廃止措置に係る添付資料については、記載の統一がなされていない。統一できるところはきちんと統一し、違いが生じるころはその理由を明記すべき。	参考資料につきましては、解体・撤去対象となる設備、廃止に向けた措置に段階、汚染レベル等により、作業方法が異なる場合があるため、統一した記載が困難な箇所もありますが、共通的な装備、汚染の除去方法、固体廃棄物収納容器の名称等、共通的なものは以下のとおり統一致します。 [記載の統一例] ・「簡易ハウス」は、「グリーンハウス」に統一 ・汚染の除去方法は、「アルコール等によるふき取り」と具体的に記載 ・「・・・工事・・・」は、「・・・作業・・・」に統一 ・「汚染の拡大防止・・・」は、「汚染の拡散防止・・・」に統一 ・「ロータリーバンドソーやチップソー等の電動工具等」は、「電動工具等」に統一 ・廃棄物の払出し先は、「ウラン系廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設・・・」に統一
2	本図-5と本図-6の間に新規追加	劣化ウラン約6.4トン貯蔵するため、貯蔵施設として、貯蔵するエリア(ピット式)を設け、エリア内に貯蔵箱2を収納する移動式棚を一式新設するが、当該貯蔵設備について、基準規則に適合することを説明する図面を添付すること。どのような棚でどのように貯蔵箱2が貯蔵されるかを分かり易いポンチ絵で表して欲しい。18m ² についてもわかるように寸法があると良い。	拝承。 基準規則に適合することを説明する分かり易い図として、ピット内の貯蔵エリア(18m ²)に移動式棚を設置し、その棚に貯蔵箱2を430缶収納するために十分な能力があることを説明した「図8-3-1 貯蔵室内の貯蔵設備配置図」を、本図-5と本図-6の間に追加いたします。
3	添1-6	移動式棚、フードボックスについての火災対策に係る適合性の説明。	拝承。 「添付資料1 3.1火災防止対策」に、移動式棚及びフードボックスについての火災対策を追記いたします。また、貯蔵箱も、より明確となるよう名称を「貯蔵箱1」と「貯蔵箱2」に分けて記載いたします。 [記載案] 「また、建家内の設備機器類も大部分金属、その他の不燃材料で構成されており、貯蔵核燃料物質を収納する貯蔵箱1、貯蔵箱2及び移動式棚は金属製である。また、貯蔵核燃料物質の貯蔵容器の点検等を行うフードボックスは大部分金属製で構成されているため、火災の発生するおそれは少ない。」
4	別紙、本文、本文図面、添付書類1全般	新たに核燃料物質を貯蔵することに伴い、貯蔵箱2と移動式棚一式を新設するが、変更理由において、「新たに」に当たる部分の記載が必要ではないか(面談では、「新たに」の部分は、“原子力機構所有のウラン粉末をウラン加工メーカーに保管を委託していたが、原子力機構が引き取ることになったため”と説明済み。)	拝承。 変更理由において「新たに」の表現を改め、別紙及び新旧対照表に、「劣化ウラン粉末を次の貯蔵施設等へ運搬するまでの間、施設内に貯蔵するため」と変更いたします。
5	添1-4～添1-5	遮蔽に係る適合性の記載で、貯蔵室への核燃料物質の貯蔵量が増加していることに対して、放射線業務従事者の想定実効線量は増加しているにも関わらず、管理区域及び周辺監視区域の境界について変更がない理由は、今回追加した核燃料物質の評価値は無視できるほど小さいという理解で良いか。	ご指摘のとおりでございます。 今回新たに貯蔵する核燃料物質は、全て地下のピット内に貯蔵することから、放射線の大部分が地面(土)で遮蔽されることとなり、管理区域境界については、従来の施設内に保管する廃棄物由来の最大評価値より小さくなります。従いまして、管理区域境界の実効線量評価について、変更はありません。 また、周辺監視区域境界については、貯蔵する核燃料物質が地下にあるため管理区域境界と同様に直接線は無視できるほど小さい値である一方、スカイシャイン線は相当量線量が増加します(共通編 添1-5の表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量(mSv/年)参照)が、核燃料サイクル工学研究所の合算線量に対する寄与が小さいため、最大地点と評価値について、変更はありません。